

仙台市指定有形文化財の名称変更

種別	指定有形文化財（古文書）
名称	印章 仙台藩歴代藩主所用 （変更後の名称）印章 仙台伊達家伝来
ふりがな	いんしょう せんだいはんれきだいはんしゅしょよう （変更後の名称）いんしょう せんだいだてけでんらい
指定年月日	昭和 60 年 9 月 4 日
所在地	仙台市青葉区川内 26 番地 仙台市博物館
所有者	仙台市（仙台市博物館管理）
員数	133 顆
内容	<p>昭和 26 年に仙台伊達家から仙台市に寄贈された、絵画・工芸品・古文書・記録などからなる伊達家寄贈文化財に含まれる印章群である。</p> <p>仙台市指定有形文化財「印章 仙台藩歴代藩主所用」として 260 顆が指定されていたが、このうち 127 顆が「伊達家印章 附 印譜」として重要文化財に指定されたことにより、令和 2 年 12 月 22 日に指定解除となった。</p> <p>重要文化財に指定された 127 顆は、仙台藩歴代藩主の所用とされたものであり、指定されなかった 133 顆は、仙台藩歴代藩主の所用と断定できなかった印章である。</p> <p>昭和 60 年指定時の名称「印章 仙台藩歴代藩主所用」はこの文化財の内容を正確に示す名称でなくなったことから、名称を変更する必要がある。</p>
備考	<p>「仙台市博物館収蔵資料目録 13 伊達家寄贈文化財（美術工芸・書跡）」（平成 17 年、仙台市博物館発行）</p> <p>「令和二年二月 伊達家印章目録 文化庁文化財第一課」</p>

【新名称について】

当該指定有形文化財は、仙台藩歴代藩主所用と断定できないものの、仙台藩主伊達家に伝来した印章である。また、所用者が特定できない花押印や私印のほか、13代藩主伊達慶邦の嫡子宗基（仙台藩知事）の印章や伊達家の蔵書印「伊達伯観瀾閣図書印」など、近世から近代初頭にかけての多彩なものが含まれる。よって、現名称の「印章 仙台藩歴代藩主所用」のように用途が限定されず、多様性を持つことから「印章 仙台藩伊達家伝来」の名称とする。なお、名称変更の案は博物館から提示されたものであり、了承を得ている。